

# 千葉県広域連携婚活支援モデル事業業務委託仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「甲」とする。）が発注を予定する「千葉県広域連携婚活支援モデル事業業務委託」（以下「本業務」という。）の企画提案募集及び委託する場合において適用する主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

## 2 事業の目的

本事業は、県内各市町村が連携し、各地域の特色や地域資源を活用した広域連携型の婚活イベント等を実施することで、集客力の向上や参加者層の拡大及び結婚を希望する男女の居住地域を越えた出会いの機会の創出を図り、地域全体としての少子化対策の推進及び定住促進につなげることを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日まで

## 4 業務内容

甲と協議の上、以下各号に定める業務を実施すること。

- （１）甲と県内の複数市町村が広域的に連携して実施する婚活支援イベント（原則として、県内在住または在勤で、結婚の意思のある１８歳から３９歳までの独身男女を対象に、交際や結婚に繋がる出会いの機会を提供するために開催する交流イベントをいう。以下「婚活イベント」とする。）の企画

次に掲げるモデルを基礎とし、参加者の属性やニーズ、開催地域の特性等を踏まえた、交際や結婚に繋がる出会いの機会として適当な、効果的かつ特色ある婚活イベントをそれぞれ企画すること。

### ① 域内交流型モデル

地域の企業や団体、地域活動の関係者などに呼びかけ、一定の地域内に存在する独身男女の出会いの機会を提供するもの。

例えば男女が偏在する業種間での交流などを想定し、地元の地縁を活かした出会いを促すことで、地域内における結婚や定住の促進を狙いとする。

### ② アンテナ型モデル

都市部において、対象地域の魅力等をテーマとした交流イベントを開催し、地域の独身男性と都市部の独身女性との出会いの機会を提供するもの。

例えば地域のグルメや特産品、地域ゆかりの店舗などを活用して女性参加者の関心を喚起し、地域への理解や親近感を醸成することなどを想定し、地域への来訪や市町村が独自に実施する婚活イベントへの参加への契機にするとともに、対象地域における結婚や移住の促進を狙いとする。

なお、当モデルの参加女性は、県内在住または在勤に限らないものとする。

### 【留意事項】

- ・ 婚活イベントの実施に当たっては、以下に掲げる参加予定市町村と実施モデルの意向を踏まえつつ、複数の市町村を地域性や特産品等によりグループ分けして実施することを想定していることから、グループ分けの案を複数提示するとともに、提示したグループ分けに応じた企画をそれぞれ作成すること。

なお、グループ数は3～5を想定している。

| 市町村名 | 実施モデル意向 | 市町村名  | 実施モデル意向 |
|------|---------|-------|---------|
| 銚子市  | 特になし    | 匝瑳市   | 域内交流型   |
| 船橋市  | 域内交流型   | 山武市   | アンテナ型   |
| 木更津市 | アンテナ型   | いすみ市  | 域内交流型   |
| 成田市  | 特になし    | 大網白里市 | 域内交流型   |
| 習志野市 | 域内交流型   | 多古町   | アンテナ型   |
| 柏市   | 域内交流型   | 東庄町   | 域内交流型   |
| 我孫子市 | 特になし    | 九十九里町 | 特になし    |
| 鎌ヶ谷市 | 特になし    | 横芝光町  | アンテナ型   |
| 白井市  | 域内交流型   |       |         |

- ・ 実施する企画は、乙の提案を基礎とし、甲と参加市町村の協議により決定する。  
企画決定後、開催日時、開催場所、実施内容等について、甲及び参加市町村と実施に向けた具体的協議を行うものとする。  
この場合、乙において、甲及び参加市町村との連絡調整を行うこと。  
また、甲、乙、参加市町村及びその他関係者の役割分担を明確にし、実施体制を整えること。
- ・ 企画にあたっては、参加者同士が十分な交流を図れるプログラムを実施するとともに、参加者が集合しやすく、イベント中も円滑に移動できるよう、会場の立地や動線に十分配慮して企画すること。  
また、結婚に関する専門的知見を有する人員を配置し、イベント中における相談、助言又は支援対応ができるようにすること。
- ・ 参加者からは、実施する婚活イベントの内容に見合った参加費を徴収するものとし、参加費の額は、甲及び参加市町村と協議のうえで決定する。  
なお、徴収方法や金銭の管理方法は提案によること。  
また、高額な参加費を設定するなど、参加者に不利益なものにならないよう注意すること。
- ・ 実施回数及び定員は提案とするが、企画や設定したグループ数に応じ、適当な回数及び人数とすること。  
なお定員は、少なくとも男女各30名以上を想定するものであること。

### (2) 婚活イベントの広報（参加者の募集）

参加者確保に向けた効果的な広報を実施するとともに応募者の管理を行うこと。  
広報手段や回数等については提案によるが、具体には、インターネットやSNS、デジタル広告、チラシ・ポスター等による広報を想定している。

### 【留意事項】

- ・ 広報にあたっては、甲と逐一協議を行って進めるほか、千葉県主催であることを明確に表示するとともに、十分な期間を設けること。

- ・ 参加者の募集は、原則として事前申込制とし、あらかじめ定員及び定員を超えた場合の扱いを明示して行うこと。
- ・ 参加者が定員に満たない場合は、甲及び参加市町村と協議の上、募集期間を延期するなどして参加者の確保に努めること。
- ・ 本事業に関して甲が独自に実施する広報について、必要に応じ協力すること。
- ・ その他、婚活イベントの周知・募集に必要な事項について、甲の求めに応じて可能な限り対応すること。

### （３）婚活イベント参加者に向けた事前セミナーの開催

婚活イベントの参加者に向け、心構え、話し方、身だしなみ等について事前に習得できる機会を設けること。

実施方法は提案によるが、対面、オンライン、冊子の配布等の別を問わない。

#### 【留意事項】

- ・ 事前セミナーの内容は、多様な価値観に配慮し、参加者が安心して利用できるものにする。
- ・ 参加者の全員に機会を提供できるように配慮すること。

### （４）婚活イベントの実施

４（１）で企画した婚活イベントの準備並びに運営体制の構築、当日の進行管理等、実施に係る一切を行うこと。

#### 【留意事項】

- ・ 事前に運営マニュアルを作成し、甲の了承を得るとともに、進行内容について、甲及び丙の承認を受けること。
- ・ 受付を設置し、本人確認、参加料徴収、必要な配慮事項の確認等を円滑に実施すること。
- ・ 参加者の誘導や案内を適切に行い、円滑なイベント運営に努めること。
- ・ 参加者への相談対応や交流支援を行える人員を配置し、適切な運営体制を確保すること。
- ・ 参加者同士の交流促進及びマッチングの実施・集計を正確かつ円滑に行うこと。
- ・ マッチングが成立した参加者には、イベント終了後に連絡先を提供し、交際に円滑に移行できるよう、求めに応じて必要な助言等を行うこと。
- ・ イベント終了後は、参加者アンケートを実施し、結果を集計の上、甲へ報告すること。

### （５）その他関連業務

#### ①関係会議への出席

甲が主催する本事業に関係する会議及び打合せに出席し、必要に応じて甲と協議の上、本業務に関する各種資料、打合せ資料、議事録等を作成すること。

また、その他、本業務に関連して甲が求める事項について、可能な限り対応すること。

## ②成果品の提出

乙は、事業実績等を記載した以下の成果品を、別に甲が定める期日までに提出する。

- ・業務完了報告書 電子媒体（Word、Excel、Power Point、PDF 等）：一式

※業務完了報告書にはイベントの日時、イベント申込者及び参加状況の一覧を添付すること。

- ・その他 本事業で使用・配付した資料等 一式

※使用・配付した資料・データと同媒体による提出を基本とすること。

### 【留意事項】

- ・本業務で作成された成果品の著作権については、全て県に帰属するものとする。
- ・成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に県に無償で譲渡するものとする。

## 5 実施体制

本業務を施行するに当たり、乙は、甲の意図及び目的を十分理解した上で、必要となる能力を有する人員を適切に配置して、正確かつ丁寧にこれを行わなければならない。

## 6 業務の範囲及び監督

- ① 乙は、遵守すべき関係法令等に則り、適正に業務を遂行すること。
- ② 乙は、本業務の遂行にあたり、当該契約に基づき、甲と常に密接な連絡をとり、その指示及び監督を受けなければならない。
- ③ 乙は、事業を実施するにあたり、責任者を置き業務全般の進行管理や調整機能を一元的に行うとともに、県と綿密に打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- ④ 乙は、本事業を実施するにあたり、その責において事故や運営上の問題等が生じた場合には、責任をもって対応し解決を図るとともに、その旨を速やかに県に連絡するものとする。
- ⑤ 乙は、本事業を実施するにあたり、その責において事故や運営上の問題等が生じた場合には、責任をもって対応し解決を図るとともに、その旨を速やかに県に連絡するものとする。
- ⑥ 乙は、本業務の施行上疑義が生じた事項、仕様書に明記していない事項については、甲と協議を行い、その指示に従わなければならない。
- ⑦ 乙は、婚活イベント参加者等に関する個人情報について、別記「個人情報取扱特記事項」を順守しなければならない。また、乙及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。本業務委託終了後も同様とする。